

(様式3)

平成31年 1月25日
京丹後市

「京丹後市手話言語条例骨子（案）」に対する意見募集の結果

京丹後市では、京丹後市手話言語条例骨子（案）に対する意見の募集を、平成30年12月25日から平成31年1月15日まで行いました。その結果、2件のご意見をいただきましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、いただいたご意見を参考に京丹後市手話言語条例の策定等の準備を進めていくことといたします。

1 概要

京丹後市では、手話言語条例の策定を行うため、平成30年12月25日から平成31年1月15日まで意見の募集を行いました。

その結果、2件のご意見をいただきました。いただいたご意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

京丹後市では、平成31年4月を目処に京丹後市手話言語条例の施行の準備を進めていくことといたします。

【連絡先】

担当課：京丹後市健康長寿福祉部障害者福祉課

所在地：〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷691番地

電話：0772-69-0320

FAX：0772-62-1156

電子メール：shogaishafukushi@city.kyotango.lg.jp

(様式3)

別紙「京丹後市手話言語条例骨子」に対する意見とそれに対する市の考え方
(敬称等は略)

項目	意見要旨	市の考え方
その他	<p>病院、銀行、郵便局、市役所などで働く職員の皆さんに対して手話を学ぶ機会を設けてほしいです。積み重ねることで理解が深まっていくものと考えます。</p> <p>ろう者、聴覚障害者には、手話との関わりや習得度合いだけを見てもいろんな方がおられます。未就学で日本語文章は難しい方、成人してから手話サークルなどで手話を覚えた方、子どもの頃からろう学校に通い子ども同士で手話を使っていた方など。</p> <p>先日、峰山のあるホテルにろう者が泊まれ、受付で手話に理解のある方がおられて驚いた、安心した、とおっしゃっていました。</p> <p>峰山・大宮は結構商圈が広いと聞きますので、豊岡辺りから、地元では顔なじみのない元気なろう者が来ておられるかも知れません。</p> <p>地元の1人1人のろう者を尊重した取り組みをし、通じる手話を広めることと、同時にそこそこのレベルの手話コミュニケーションができる環境を準備することが必要でしょう。</p> <p>手話や聴覚障害のことを勉強する中で、理解を深めてもらうことが、何より大切なのではないかと思います。</p> <p>具体的な施策を企画・展開される中で、そういう状況を踏まえていただければ、ありがたいです。</p>	<p>身近に手話が学べる機会を、ろう者の方と共に地域や事業所、関係団体、関係機関等の協力を得ながら設けていきたいと考えています。</p> <p>条例の基本理念に基づき、ろう者や聴覚障害者、市民一人ひとりの個人の尊厳が重んじられることを基本に、ろう者への理解、言語としての手話に対する理解等が広がっていくよう取り組みを進めます。</p>